

浜田港港湾工事に伴う作業区域設定についてのお知らせ(1/2)

浜田港においては、港湾工事の実施に伴い次のとおり作業区域を設定しましたので、同港に入港する船舶は、**事故防止に十分注意**して下さい。

令和4年4月1日

国土交通省中国地方整備局境港湾・空港整備事務所 TEL (0859) 42-3145
国土交通省中国地方整備局境港湾・空港整備事務所浜田港出張所 TEL (0855) 24-7380
島根県浜田港湾振興センター TEL (0855) 27-0088

1. 期間及び作業区域

1) 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで。

A区域

イ点 沖防波堤灯台から339度 1,007メートル
ロ点 イ点から58度30分 420メートル
ハ点 ロ点から148度30分 370メートル
ニ点 ハ点から238度30分 420メートル

B区域

イ点 西防波堤灯台から151度30分 781メートル
ロ点 イ点から342度30分 140メートル
ハ点 ロ点から72度30分 340メートル
ニ点 ハ点から162度30分 140メートル
ホ点 西防波堤灯台から150度 765メートル
ヘ点 ホ点から342度30分 100メートル
ト点 ヘ点から72度30分 150メートル
チ点 ト点から72度30分 150メートル
リ点 西防波堤灯台から162度 622メートル
ヌ点 リ点から90度 150メートル
ル点 ヌ点から180度 110メートル
ヲ点 ル点から270度 150メートル
ワ点 西防波堤灯台から156度 547メートル
カ点 西防波堤灯台から169度 674メートル
コ点 カ点から90度 281メートル
タ点 ヲ点から180度 251メートル
レ点 タ点から270度 281メートル

C区域

イ点 西防波堤灯台から227度 225メートル
ロ点 イ点から62度 73メートル
ハ点 ロ点から328度30分 51メートル
ニ点 ハ点から60度30分 287メートル
ホ点 ニ点から160度 137メートル
ヘ点 ホ点から219度 164メートル
ト点 ヘ点から248度 196メートル

D区域

イ点 西防波堤灯台から26度 796メートル
ロ点 イ点から75度 364メートル
ハ点 ロ点から129度 147メートル
ニ点 ハ点から165度 221メートル
ホ点 ニ点から215度 361メートル
ヘ点 ホ点から300度 214メートル
ト点 ヘ点から330度 83メートル
チ点 西防波堤灯台から40度15分 978メートル
リ点 チ点から75度 100メートル
ヌ点 リ点から165度 250メートル
ル点 ヌ点から255度 100メートル
ヲ点 ル点から345度 125メートル

E区域

イ点 漁港西沖防波堤灯台から136度 676メートル
ロ点 イ点から175度 46メートル
ハ点 ロ点から146度30分 132メートル
ニ点 ハ点から44度 62メートル

2. 標識

A区域

・捨石投入、ケーソン据付、上部コンクリート打設並びにブロック据付等工事に伴いイ、ロ、ハ、ニ点に赤旗及び標識灯(白色、2秒1閃、光達距離1.3海里)を4月から10月頃まで設置する。
・西側防波堤の西端は、標識灯1基(灯高3m)並びに標識灯3基(灯高1.4m)を設置した状態とする。
・東側防波堤の東端は、標識灯1基(灯高3m)を移設・設置した状態とする。ただし、6月～10月頃までの間のみ、東側防波堤の東端に標識灯2基(灯高1.4m)を一時的に設置した状態とする。

B区域

・消波ブロック仮置等工事に伴い、イ、ロ、ハ、ニ点に赤旗を4月から10月頃まで設置する。また、消波ブロック仮置範囲には、ホ、ヘ、ト、チ点に簡易灯浮標(黄色、4秒1閃、光達距離3.0海里[実効光度時])を設置した状態とする。
・仮置マウンド(捨石荒均し)工事に伴い、リ、ヌ、ル、ヲ点に赤旗及び標識灯(黄色、4秒1閃、光達距離1.3海里)を4月から6月頃まで設置する。
・仮置マウンド(捨石荒均し)工事後は、ワ点(西防波堤灯台から156度 547メートル)に簡易灯浮標(黄色、4秒1閃、光達距離3.0海里[実効光度時])を設置した状態とする。
・ケーソン仮置工事に伴い、カ、コ、タ、レ点に赤旗を8月から9月頃まで設置する。なお、ケーソン仮置中は、ケーソン隅に標識灯(黄色、4秒1閃、灯高1.4メートル、光達距離2.5海里[実効光度時])を設置した状態とする。

C区域

・ケーソン仮置中はケーソン隅に標識灯(黄色、4秒1閃、灯高1.4メートル、光達距離2.5海里[実効光度時])を設置した状態とする。

D区域

・ブロック撤去(消波・根固)、上部コンクリート撤去、中詰材撤去、ケーソン撤去並びに根固ブロック据付工事に伴いロ、ハ点に赤旗および標識灯(白色、2秒1閃、光達距離1.3海里)を5月から11月頃まで設置する。
※ブロック撤去(消波)、上部コンクリート撤去、並びに根固ブロック据付施工中は、イ、ト点に赤旗のみを設置することとし、作業日ごとに作業開始前に設置して作業終了時に撤去する。
※ブロック撤去(根固)、中詰材撤去並びにケーソン仮置施工中は、イ、ヘ、ト点に赤旗のみを設置することとし、作業日ごとに作業開始前に設置して作業終了時に撤去する。また、消波ブロック仮置範囲には、チ、リ、ヌ、ル、ヲ点に簡易灯浮標(黄色、4秒1閃、光達距離3.0海里[実効光度時])を設置した状態とする。
・内防波堤の西端は、既設の標識灯1基(灯高4.3m)を4月から6月頃まで設置した状態とする。その後、既設の標識灯1基(灯高4.3m)は撤去し、6月下旬(予定)以降、内防波堤の西端には新たに標識灯2基(灯高1.4m)を設置した状態とする。

E区域

・ケーソン製作工事に伴い、ロ、ハ点に赤旗を10月から2月頃まで設置する。

3. 作業内容

- ・A区域は、原則として日の出から日没までの間、ガット船による捨石の投入、起重機船によるブロック撤去据付、ケーソン据付、中詰材投入、コンクリートミキサー船によるコンクリート打設、捨石均し機船及び潜水士船による捨石均し等の作業を実施する。
- ・B区域は、起重機船によるブロック仮置、ブロック積込、潜水士船による捨石均し、ケーソン仮置等の作業を実施し、消波ブロック仮置場、ケーソン仮置場として使用する。
- ・C区域は、原則として日の出から日没までの間、ガットバージ船による捨石の撤去投入、ケーソン仮置等の作業を実施し、ケーソン仮置場として使用する。
- ・D区域は、原則として日の出から日没までの間、起重機船によるブロック撤去(消波・根固)、上部コンクリート撤去、中詰材撤去、ケーソン撤去並びに根固ブロック据付の作業を実施し、消波ブロック等仮置場として使用する。
- ・E区域は、ケーソン製作及びケーソンえい航等の作業を実施する。

4. 備考

- (1) 新西防波堤北端部標識灯(赤色、4秒1閃、灯高14メートル、光達距離3.0海里[実効光度時])
- (2) 新西防波堤南端部標識灯(緑色、3秒1閃、灯高6.7メートル、光達距離3.0海里[実効光度時])
- (3) 西沖防波堤(鷗島)北端部標識灯(赤色、2秒1閃、灯高6メートル、光達距離2.4海里[実効光度時])
- (4) 新西沖防波堤西端部標識灯(緑色、2秒1閃、灯高10メートル、光達距離3.0海里[実効光度時])
- (5) 東防波堤西端部標識灯(緑色、4秒1閃、灯高5.5メートル、光達距離3.0海里[実効光度時])
- (6) 内防波堤西端部標識灯(緑色、4秒1閃、灯高4.3メートル、光達距離2.7海里[実効光度時] 令和4年4月～6月)、内防波堤西端部標識灯2基(黄色、4秒1閃、灯高1.4メートル、光達距離2.5海里[実効光度時] 令和4年6月下旬(予定)～令和5年3月)
- (7) 新北防波堤東端部標識灯(黄色、4秒1閃、灯高3メートル、光達距離2.4海里[実効光度時])、新北防波堤東端部標識灯2基(黄色、4秒1閃、灯高1.4メートル、光達距離2.5海里[実効光度時] 令和4年6月～10月)
- (8) 新北防波堤西端部標識灯(黄色、4秒1閃、灯高3メートル、光達距離2.5海里[実効光度時])、新北防波堤西端部標識灯3基(黄色、4秒1閃、灯高1.4メートル、光達距離2.5海里[実効光度時])
- (9) a)の簡易灯浮標(赤色、2秒1閃、光達距離3.0海里[実効光度時])b)簡易灯浮標(赤色4秒1閃、光達距離3.0海里[実効光度時])を結んだ線の南側の水深は4メートル程度であるので航行に充分留意が必要である。 a)簡易灯浮標 西防波堤灯台から124度15分 770メートル b)簡易灯浮標 西防波堤灯台から118度45分 855メートル

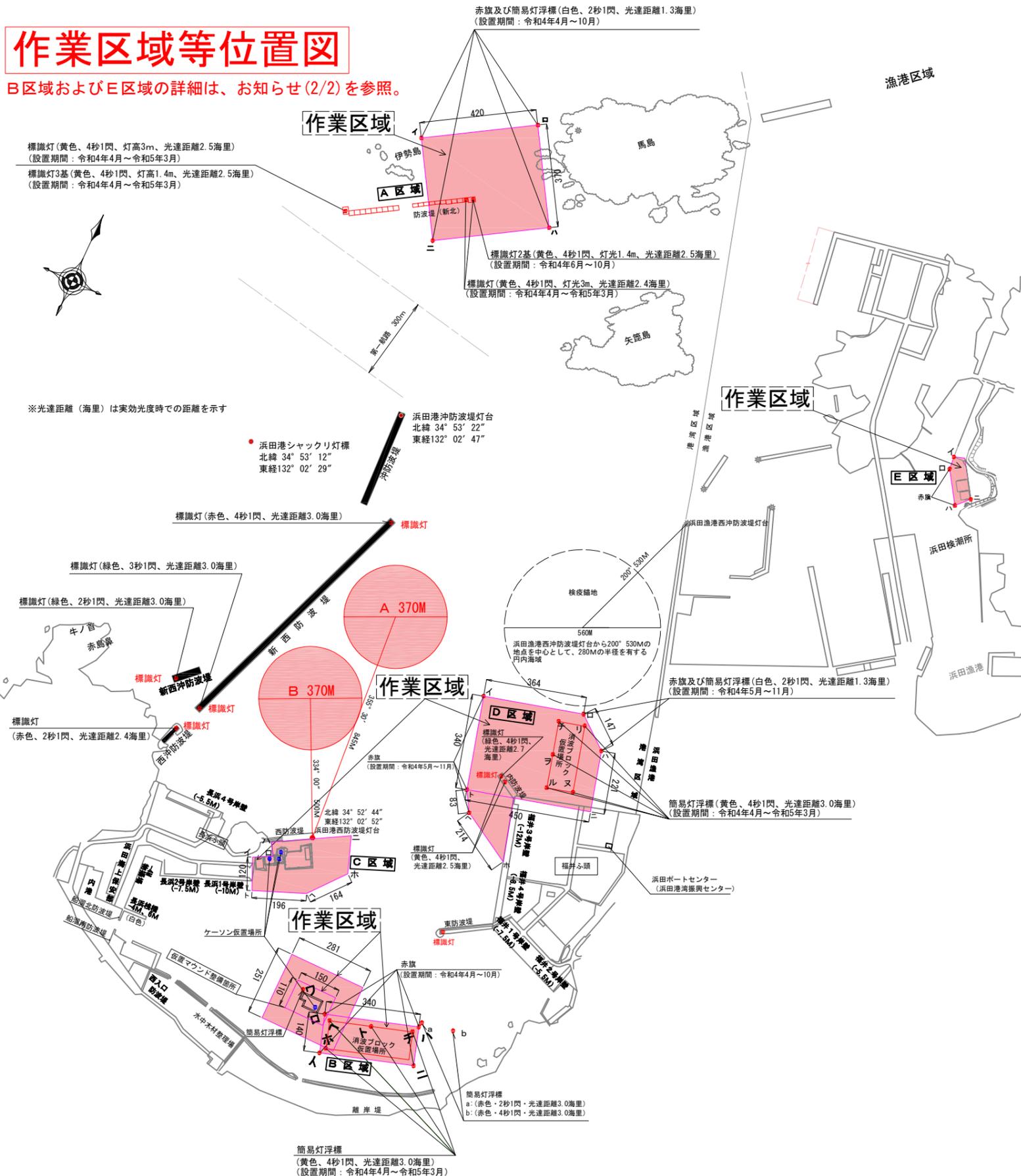
浜田港における安全対策について

- 1 港奥へ出入りする船舶の可航中及びふ頭への操船海面を確保するため、錨泊しようとする船舶は上図Aの海域に錨泊してください。なお、既に錨泊船がある場合は、浜田海上保安部へ相談してください。
- 2 上図Bの区域は、港長から危険物積載船舶に対して、港則法第22条に基づき停泊又は停留が指定される場所ですので、その他の船舶は停泊又は停留しないで下さい。
- 3 荷役待機又は避泊にあたっては、できるだけ錨泊を避け岸壁にけい留してください。
- 4 錨泊時の留意事項
 - ・離着岸する船舶の支障となりますので航路筋を避けること。
 - ・岸壁付近を避けること。
 - ・浜田海上保安部への入出港届の提出を行うこと。浜田港長(浜田海上保安部) (0855)27-0772

浜田港は港湾整備計画に基づき工事中です。
右記に基づき**港内の安全**を図ることとします
のでご協力をお願いします。

作業区域等位置図

B区域およびE区域の詳細は、お知らせ(2/2)を参照。



浜田港港湾工事に伴う作業区域設定についてのお知らせ(2/2)

浜田港においては、港湾工事の実施に伴い次のとおり作業区域を設定しましたので、同港に入港する船舶は、**事故防止に十分注意**して下さい。

令和4年4月1日

国土交通省中国地方整備局境港湾・空港整備事務所 TEL (0859) 42-3145
 国土交通省中国地方整備局境港湾・空港整備事務所浜田港出張所 TEL (0855) 24-7380
 島根県浜田港湾振興センター TEL (0855) 27-0088

作業区域等詳細図

